

建設職人基本法に基づく県指針について

茨城県土木部

全ての建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、関係者が連携して取り組む際の指針となるもの。

県指針について

- ・県は、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有する。(建設職人基本法)
- ・県、関係団体・機関が、同じ目的をもって計画的に施策を推進。
- ・策定にあたっては、県内関係団体(16団体)からヒアリングを実施。

関係団体からの主な意見

- ・行政や関係団体が、同じ方向を向いた取組が必要
- ・一人親方にも安全措置を
- ・事業者だけでなく、全ての従事者の意識向上を
- ・民間工事でも安全衛生経費の適切な確保を
- ・外国人労働者に対する安全衛生教育も
- ・労働者と資材を同列にしないほしい
- ・働き方改革には発注者や元請の理解が必要
- ・民間工事は厳しい工期の改善が必要
- ・安全衛生経費の積算は実態把握が急務
- ・表彰や加点によるインセンティブを
- ・CCUSに優遇措置を

施策の方向性

施策	現状・課題	取組の強化	重点的な取組
災害の撲滅	建設業従事者全体で、年間約300人もの死傷事故が発生していることを重く受け止め、 災害の撲滅に向け、一層の取組を推進する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者による安全衛生教育の支援。 ・労働安全衛生法の順守徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上を支援。 ・建設業者が自主的に行うリスクアセスメントを促進。 ・従事者の安全・健康に配慮した設計や工法等の普及。 ・創意工夫事例等の水平展開。 ・墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査検討等。
一人親方等対策	一人親方等については 、労働安全衛生法の保護の対象ではないが、労働者と同じ作業に従事していることから、建設工事の担い手として 特段の配慮が必要 である。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人親方への労災保険特別加入の促進。 ・実態が労働者の場合は、労働者として扱うよう周知・指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人親方等まで含んだ安全措置の徹底。 ・一人親方等の災害を把握・分析 ・一人親方や外国人労働者に対する安全衛生教育の支援。
中長期的な担い手確保	高齢化が進行している中、他産業と比べて低い賃金や 長い労働時間の改善や地位の向上等を図り、中長期的な担い手の確保を進めていく ことが急務である。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務単価や資材等の取引価格を的確に反映した労働安全衛生費の確保【県発注工事】 ・適切な工期設定、工期延長、施工時期の平準化【県発注工事】 ・従事者の社会保険等加入の徹底と法定福利費の適切な確保。 ・CCUSの活用推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間を問わず、法定福利費や安全衛生経費が下請まで確実に支払われるような実効性のある施策の検討。 ・業界全体として「安全文化」を醸成する取組の促進。

令和4年度以降の予定 : 国、県、関係団体で推進体制を立ち上げ、地域の実情に応じた施策を推進していく。